平成２４年（フ）第７４３号
横浜市泉区上飯田町4663番地１　ライオンズマンション相鉄いずみ野502号
債務者　安田　隆一
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７４号
岡山市南区豊浜町11番49号　岡山タクシー社宅Ａ―10、旧住所岡山市南区福田210番地４片山コーポＢ号室
債務者　森川　隆春
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１号
静岡市清水区駒越北町８番51号
債務者　菅原　孝子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８０号
静岡県島田市島566番地の４、旧住所静岡県島田市金谷猿土居2806番地の13
債務者　柳川　保男
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８１号
静岡県島田市島566番地の４、旧住所静岡県島田市金谷猿土居2806番地の13
債務者　柳川　則子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０６４号
大阪府豊中市上新田１丁目10番１―308号
債務者　平山　吉雄
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２５５号
東京都練馬区東大泉７丁目48―２―201
債務者　中河　睦子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２５７号
東京都足立区西綾瀬２丁目14―８―303
債務者　秋山　弘之
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９０号
神奈川県藤沢市菖蒲沢1139番地の３　シティーハイムフレックス１　201号
債務者　岸本　公治
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３０号
横浜市神奈川区斎藤分町26番14―103号
債務者　大谷真貴子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３１号
横浜市西区伊勢町１丁目70番地　クリエール桜木町201号
債務者　渡久山　孝
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５４号
神奈川県藤沢市石川５丁目６番地の29　コーポ高橋201号室
債務者　宮野　明子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５９号
横浜市港南区上大岡東３丁目６番12号
債務者　濱津　憲治
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９９号
静岡市清水区南岡町８番35号　グリーンハイツ30Ｂ号
債務者　今村奈保子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１号
栃木県下野市医大前２丁目５番地１
債務者　薄羽亜紀子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後３時
宇都宮地方裁判所栃木支部